

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）①

イカナゴは日本沿岸、黄海および東シナ海に分布し、本系群はこのうち瀬戸内海東部海域（備讃瀬戸、播磨灘、大阪湾および紀伊水道）に分布する群である。



図1 分布域

ふ化直後の仔魚は瀬戸内海では海面から5m深付近に最も多い。水温が上昇すると潜砂し、ほとんど活動しない夏眠と呼ばれる状態になる。夏眠場所は冬季には産卵場となる。

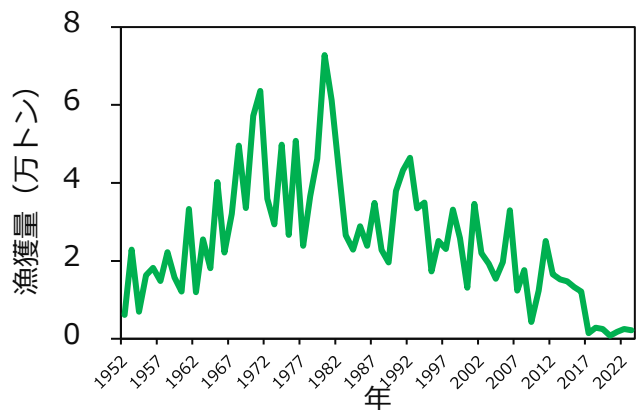


図2 漁獲量の推移

1980年に過去最高の72,765トンとなった後は減少傾向となり、2017年には1,480トンに急減した。その後は低い水準で推移しており、2023年は2,197トンであった。

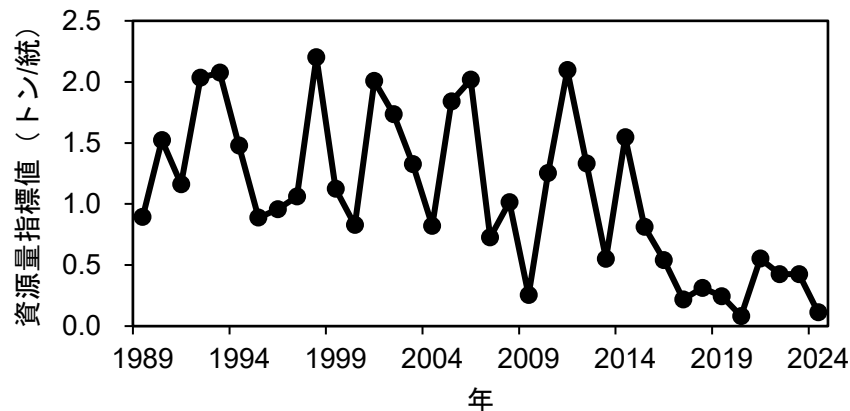


図3 資源量指標値の推移

兵庫県代表漁協の船びき網によるコナ（小型のシンコ（0歳魚））銘柄の単位努力量当たり漁獲量（CPUE、トン/統）を標準化したものを資源量指標値として用いた。近年は漁期が短縮しており、2024年までのデータが使用可能である。

1989年以降、激しい増減を繰り返したが、2011年の2.10以降は減少傾向となり、2020年には過去最低の0.08となった。その後は0.4前後で推移しており、2024年は0.11であった。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和6（2024）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。ただし、資源量指標値については利用可能な2024年までのデータを用いた上で、基本的漁獲管理規則（基本規則：通常は2025年の算定漁獲量の算出に2023年までの漁獲量と資源量指標値を利用）を適用した。

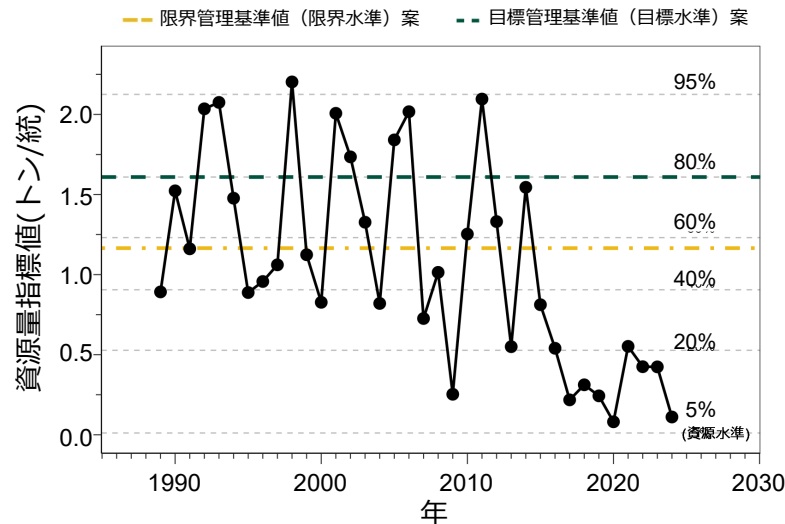


図4 資源水準および基本規則に則った管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2024年の資源量指標値（0.11）は6.8%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

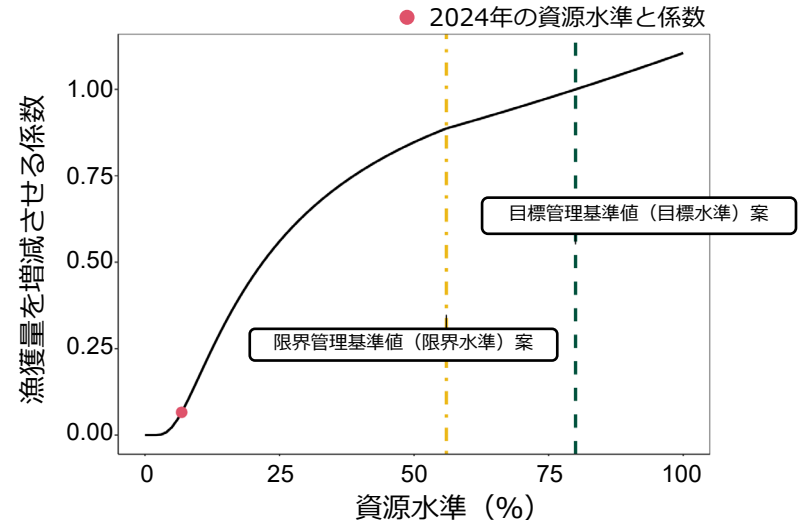


図5 漁獲管理規則（基本規則）案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数を決める漁獲管理規則（黒線）を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（6.8%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.066である。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）③

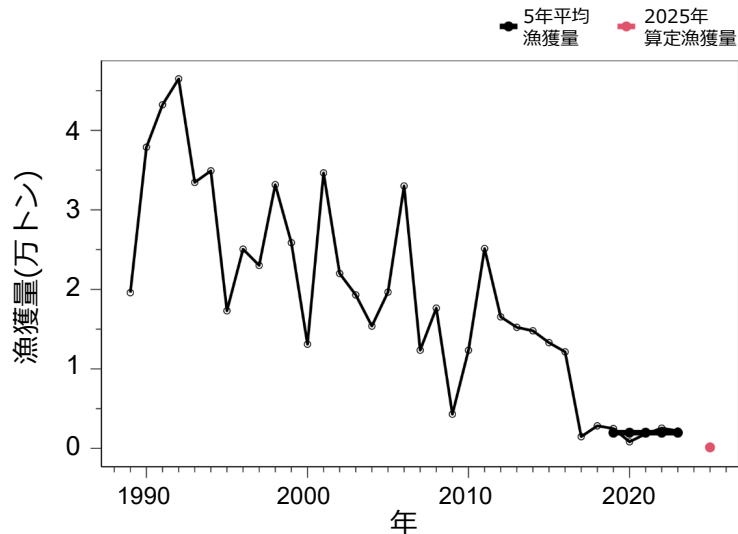


図6 漁獲量の推移と基本規則案に則った2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、1,980トン）に、2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.066）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は130トン（赤丸）となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (トン/統)
目標管理基準値 (目標水準) 案	80%	1.000	1.61
限界管理基準値 (限界水準) 案	56%	0.887	1.17
現状の値 (2024年)	6.8%	0.066	0.11
資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。 2024年の資源水準は6.8%であることから、基本規則案を適用した場合の2025年の算定漁獲量は130トンと算出される。			

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）④

本系群では、算定漁獲量算出年（2025年）の2年前（2023年：2年遅れ）ではなく、1年前（2024年：1年遅れ）までの資源量指標値を用いていることから、この場合に利用可能な漁獲管理規則（1年遅れ規則）を適用した場合を示す。

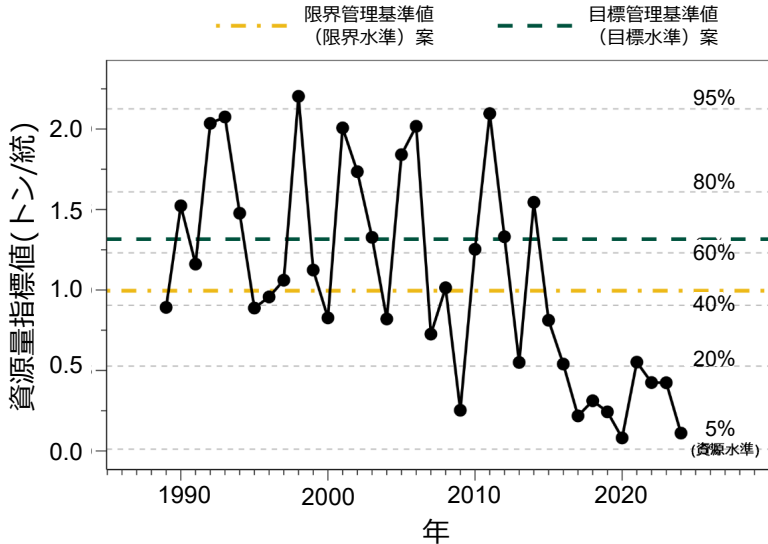


図7 資源水準および1年遅れ規則に則った管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて65.0%水準を目標管理基準値（緑線）、45.5%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2024年の資源量指標値（0.11）は6.8%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

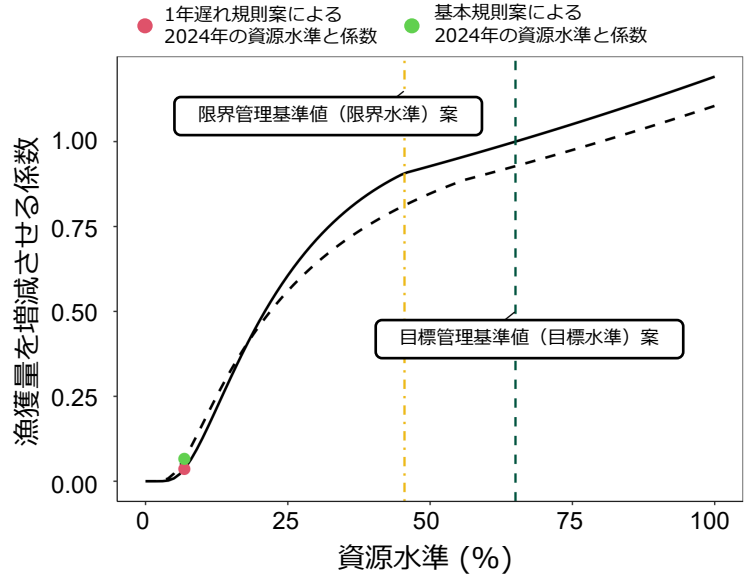


図8 漁獲管理規則（1年遅れ規則）案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数を決める漁獲管理規則（黒実線）を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（6.8%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.036である。

資源水準が17.7%水準以上では、基本規則案（黒破線）よりも高い係数となっている。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑤

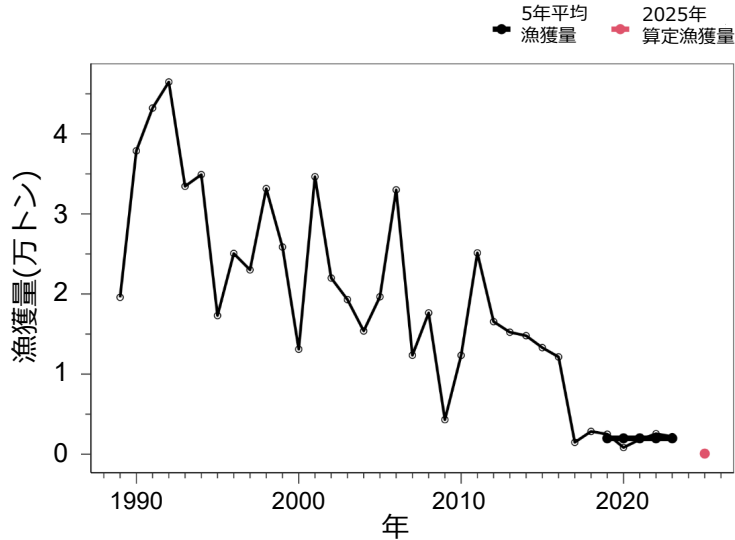


図9 漁獲量の推移と1年遅れ規則案に則った2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、1,980トン）に、2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.036）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は71トン（赤丸）となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (トン/統)
目標管理基準値 (目標水準) 案	65.0%	1.000	1.32
限界管理基準値 (限界水準) 案	45.5%	0.907	0.91
現状の値 (2024年)	6.8%	0.036	0.11
資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。 2024年の資源水準は6.8%であることから、1年遅れ規則案を適用した場合の2025年の算定漁獲量は71トンと算出される。			

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑥

2000～2024年の各年において、基本規則案と1年遅れ規則案を初めて適用した場合の漁獲量を増減させる係数と、翌年の算定漁獲量を示す（資源量指標値については各年まで、漁獲量については各年の前年までのデータを使用）。1年遅れ規則案を適用した場合、資源水準が限界管理基準値案より大幅に低くならない限りは基本規則案を適用した場合よりも漁獲量を増減させる係数が高くなる。

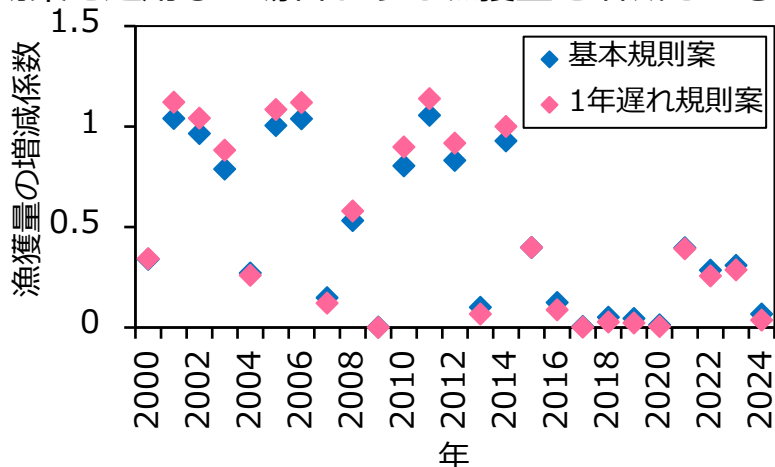


図10 漁獲量を増減させる係数の比較

漁獲量を増減させる係数は、2001～2014年においては概ね1年遅れ規則案を適用した方が基本規則案を適用した場合よりも高くなったが、2016年以降においては1年遅れ規則案を適用した方が低くなった。

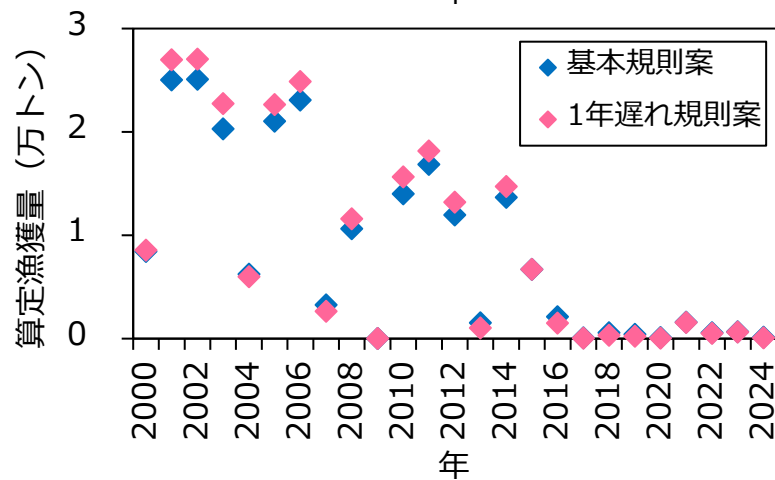


図11 算定漁獲量の比較

漁獲量を増減させる係数と同様、算定漁獲量についても、2001～2014年においては概ね1年遅れ規則案を適用した方が基本規則案を適用した場合よりも高くなったが、2016年以降においては1年遅れ規則案を適用した方が低くなった。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑦

本系群については、資源量指標値の年変動が比較的大きいことから、漁獲量の変動を緩和する漁獲管理規則（変動緩和規則）を適用した場合を示す。

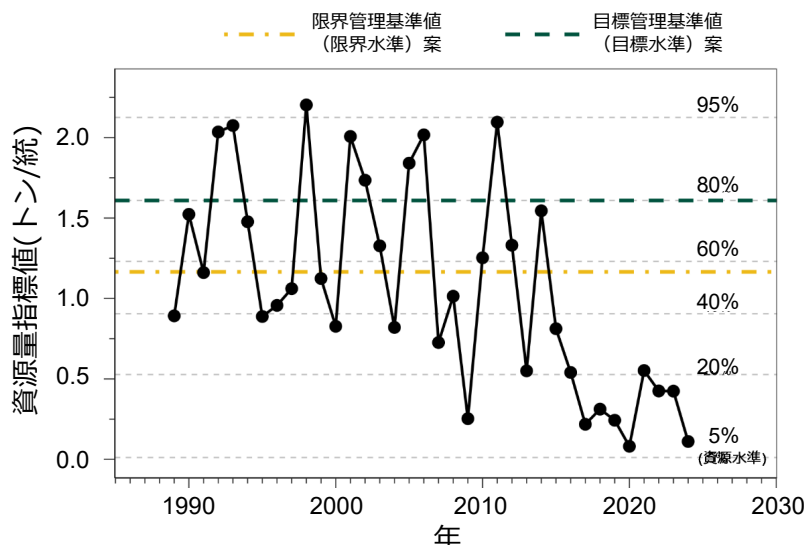


図12 資源水準および変動緩和規則に則った管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2024年の資源量指標値（0.11）は6.8%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

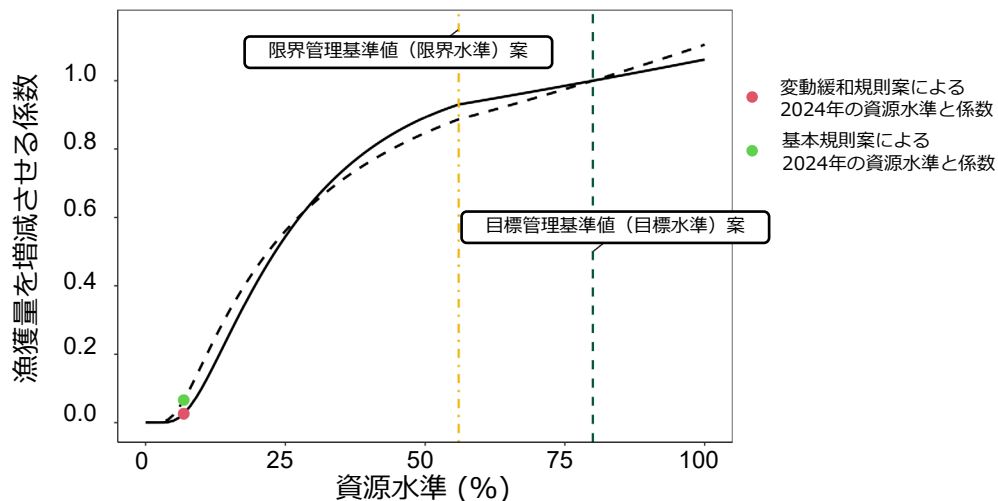


図13 漁獲管理規則（変動緩和規則）案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数を決める漁獲管理規則（黒実線）を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（6.8%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.026である。

変動緩和規則案では、資源水準と係数の関係が基本規則案（黒破線）と異なることに加え、係数に基づき算出される算定漁獲量が最新年（2023年）の漁獲量の140%（60%）を上回る（下回る）場合には、算定漁獲量を最新年の漁獲量の140%（60%）に置き換える。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑧

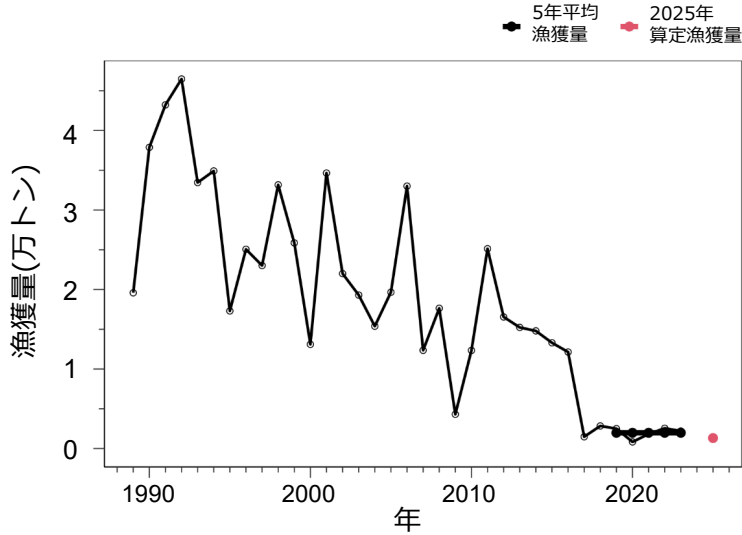


図14 漁獲量の推移と変動緩和規則案に則った2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、1,980トン）に、2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.026）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は51トンとなる。

この値は最新年（2023年）の漁獲量である2,197トンの60%（1,381トン）を下回ることから、2025年の算定漁獲量を1,381トン（赤丸）に置き換える。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (トン/統)
目標管理基準値 (目標水準) 案	80%	1.000	1.61
限界管理基準値 (限界水準) 案	56%	0.931	1.17
現状の値 (2024年)	6.8%	0.026	0.11

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させるとともに、漁獲量の変動を緩和する措置をとる。

2025年の算定漁獲量は2023年の漁獲量の60%である1,381トンと算出される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑨

2000～2024年の各年において、基本規則案と変動緩和規則案を初めて適用した場合の漁獲量を増減させる係数と、翌年の算定漁獲量を示す（資源量指標値については各年まで、漁獲量については各年の前年までのデータを使用）。変動緩和規則案を適用することによって算定漁獲量の極端な増減は回避できるが、平均的な算定漁獲量は少なくなる。

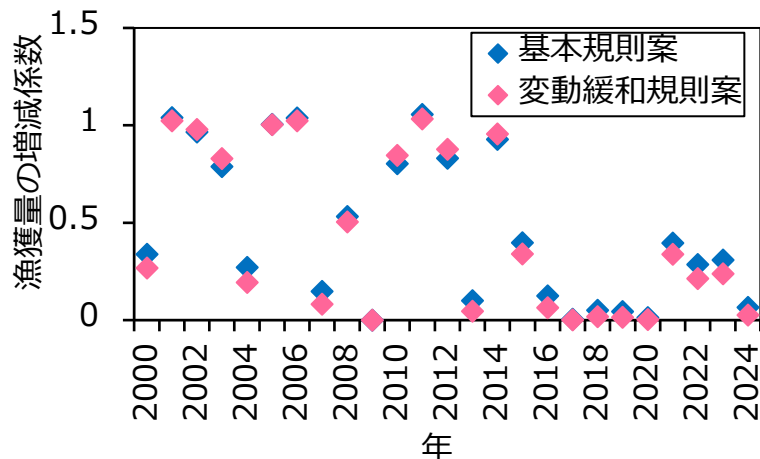


図15 漁獲量を増減させる係数の比較

変動緩和規則案および基本規則案を適用した場合に算出される漁獲量を増減させる係数には、規則案間で顕著な差はみられない。

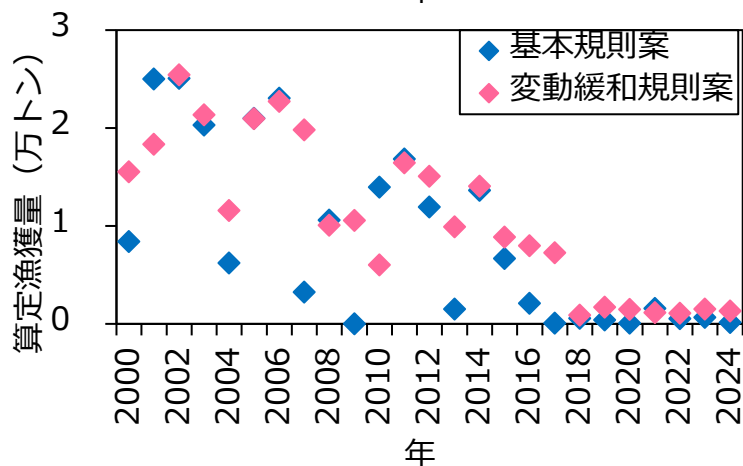


図16 算定漁獲量の比較

2000～2024年のうち、漁獲量の変動を緩和する措置に基づき算定漁獲量が置き換えられた年は18回であった。この置き換えにより、2000年や2007年などでは算定漁獲量の急激な減少が、2001年と2010年では算定漁獲量の急激な増加が、それぞれ抑えられることにより、漁獲量の変動が大幅に緩和されている。